



## トルコギキョウに魅せられて

平成25年に新規就農した上澤田敬之さん（横欠・28）は、鉄骨ハウス1棟、ビニールハウス8棟でデルフィニウム6千株（5〜6月）、トルコギキョウ4万株（7〜10月）、金魚草2万株（11〜2月）の栽培に取り組んでいる。

敬之さんは高校卒業後、滋賀県の園芸専門学校で野菜と花き栽培の基礎知識や栽培技術を習得。土づくり、温度管理、遮光、わき芽かき、水やりの量やタイミングなど生産者の実力によって、出来栄えが左右される花き栽培にやりがいを感じ、花き栽培の専攻科に進んだ。将来を考えた時、水稲10ha、ブルーベリー20a、野菜1haを経営する父の作実さん（59）が「将来、花をやってほしい」と話していたこともきっかけとなり、21歳で花き農家となった。

就農時から栽培するトルコギキョウは花弁の多い大輪、中輪の品種が好きで、毎年品種を入

れ替え栽培する。出荷作業は家族に手伝ってもらうが、その他の作業はほぼ一人で行い、花の特長、成長に合わせた水やりや温度管理を工夫している。思うように茎が太く育たなかったり、水やりの加減によって茎が折れてしまうこともあるが、失敗は次の栽培に活かすよう心がけている。

「忙しい毎日だが、好きだからこそ頑張って続けられる。『花の勉強をするなら岩手県の上澤田さんだろう』と言われるような花農家を目指し、トルコギキョウの栽培を極めたい」と敬之さんは目を輝かせる。

### ●今号の主な内容●

- ☆農地利用状況調査を実施 …… 2
- ☆農業委員、農地利用最適化推進委員を募集 …… 3
- ☆農地の手続きなど …… 4

## 農地の適正な管理と有効利用をお願いします

### 農地利用状況調査 (農地パトロール) を実施

農業委員会では、6月23日から7月10日にかけて、農業委員会協力員（農事実行組合長）のご協力をいただき農業委員と農地利用最適化推進委員により全9班体制で農地利用状況調査を実施しました。

調査の内容は、町内すべての農地を対象にパトロールを行ない、遊休農地や遊休化の恐れがある農地を重点的に確認するものです。その他、申請どおりに農地が利用されているか、違法に農地を転用していないかを確認しました。今回の調査でも、新たに遊休化や再生利用が難しいと思われる農



地が確認された一方で、昨年まで遊休化していた農地が今年は地域の皆様のご協力によりきれいに刈り払いし保全管理している農地、作物が作付けされ適正利用されている農地など遊休化が解消された農地も確認されました。



### 農地利用意向調査を行います

農業委員会では、今回の調査結果をもとに再生が可能な農地かを判別し、再生が可能と判断したもののについては、その所有者（耕作者）に対して今後農地をどのように利用するのか（①自ら耕作する、②農地中間管理事業を利用する、③誰かに貸し付ける等）利用意向調査を行い、地域の中心的担い手への農地の貸付け等、農地の効率的な利用につなげていくよう指導・助言していきます。

## 今年の調査で再生が確認された農地（一例）

### 粟石地区

不耕作地となつてから3年以上経過し一面に雑草が生えており遊休農地として毎年確認していたが、耕作者が農地として再生し水稲を作付けしている。

令和元年（1号遊休農地※）



今年（耕作）



### 御所地区

圃場一面が柳で覆われており再生困難な状況だったが、昨年に集落での共同作業により再生。今年からは保全管理しており、今後の作付については集落内で検討中。

令和元年（1号遊休農地）



今年（保全管理）



※ 1号遊休農地→1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理や農作物の栽培がおこなわれる見込みがない農地

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集

現農業委員および現農地利用最適化推進委員の任期が令和3年5月14日までとなっていることから、次のとおり両委員を募集します。

《募集・受付期間》

11月5日(木)～12月4日(金)

《推薦及び応募方法》

「個人推薦」「団体推薦」「自ら応募」の3種類あります。

- ・所定の用紙に記入のうえ、提出（郵送可）してください。
- ・所定の用紙は、町役場の総合案内に備え付けるほか、町ホームページからダウンロードできます。

《推薦及び応募資格》

◎農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方

◎農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

《応募資格がない方》（両委員共通）

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方、
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方、
- ③ 町内に住所を有しない方

《提出（郵送）・問合せ先》

▼雲石町農業委員会事務局

019169216414

《農地利用最適化推進委員の担当区域》

※担当区域は、農事実行組合の集落（エリア）です。

地区	担当区域	地区	担当区域
雲石	林、上町一、上町二、中町一、雲石谷地、西山谷地	御所	馬場、大村、男助
	中町二、下町一、下町二、長根		鶯宿、赤滝、外榎沢、榎沢、矢用
	黒沢川、元御所、東町、繫十文字		三笹、旭台、片子沢、清水沢、天戸
	七ツ森、陽和郷、中沼、晴山		籬野、安庭、町場、九十九沢、矢櫃
西山	極楽野、盆花、五区	御明神	橋場、安栖、小赤沢、山津田
	六区、七区、八区		滝沢、南、天瀬、中南
	野中、小松、東林崎、西林崎		天川、中島、黒沢、まがき
	篠崎、上西根、八丁野、上駒木野		下春木場、上春木場、和野、上和野、上野沢
	駒木野、葛根田、西根谷地		横欠、土橋、岩持、御明神谷地、下川原

《募集人員・業務内容等》

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人員	11人	18人 ※担当区域ごとに1人
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会の会議に出席し、農地の権利に係る許可等の審議をします。</li> <li>○次の、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の集積・集約</li> <li>・遊休農地の発生防止・解消</li> <li>・新規参入の促進</li> </ul> </li> </ul>	担当する区域において、次の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の集積・集約</li> <li>・遊休農地の発生防止・解消</li> <li>・新規参入の促進</li> </ul>
任期	令和3年5月15日から令和6年5月14日まで	任命された日から令和6年5月14日まで
報酬	年額報酬309,000円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動に応じ、成果報酬が支払われる場合があります。	年額報酬279,000円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動に応じ、成果報酬が支払われる場合があります。

農業委員会総会審議状況

(件)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
農地法第3条（農地の貸借・売買）	3	3	2	2	4	1	2
農地法第4条（農地の自己転用）	1	0	1	0	0	0	0
農地法第5条（売買・貸借による転用）	2	3	1	1	0	2	0
農用地利用集積計画（農地の貸借・売買）	2	17	30	1	0	5	0
農用地利用配分計画（農地中間管理機構と担い手との貸借）	0	0	0	0	0	0	0
農地法適用外証明（農地ではないことの証明）	1	0	0	1	0	0	0
農地利用状況調査に係る非農地判断	0	3	0	0	0	0	0

情報公開

●会長交際費執行状況

会長交際費内訳（令和2年3月～令和2年8月）

月	葬祭費	会費、お祝い
5月	1件 5,000円	

【会長交際費とは】

会長が農業委員会を代表し外部との交渉、情報収集、町政協力者への謝意を表すために係る経費で、会費や香典などです。

# 農地の転用、貸借、現状変更などは 手続きが必要ですよ！

農地(田、畑など)を転用(農地以外の目的で使用すること)しようとするときや、農地の売買、貸し借りを行うときには、農地法に基づき許可が必要です。

また、農地の現状変更、相続などは農業委員会への届け出が必要です。

**①農地の転用**  
農地を農地以外に転用しようとするときは、許可が必要です。許可なく転用した場合や、許可後に事業計画どおりに転用していない場合等は、工事の中止や原状回復の命令、罰則の適用がされる場合があります。

まずは、転用に係る計画がある場合は、始めに農業委員会へご相談ください。  
(例) 住宅・農業用施設などの建物、資材置き場、建設資材等の残土置き場、車輛通行による仮設道路、駐車場、再生可能エネルギー設備



など、農地以外の用地に転用しようとする場合

**②農地の権利移動**  
農地を農地として利用するために売買や貸し借りなどの権利移動をしようとするときは許可が必要です。  
なお、新たに権利を受ける側の経営する面積が粟石町の場合は10アール未満の場合には許可でできません。

**③農地の現状変更**  
農地を農地として利用するために、現状を改善して作業効率を高める目的で農地に手を加える場合は、届出が必要です。  
農業委員会の同意を得ずに現状変更を行った場合は、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。  
(例) 盛土等を行い農地の改善をした、畦畔を除去し広くして耕作したい、など

**④農地の相続**  
相続などで農地の権利を取得した場合は届け出が必要です。法務局で相続登記が完了した後に、農業委員会へ届け出をお願いします。

農地は大切な食糧基盤であり、様々な法律によって守られています。  
農地を農作物の生産以外に利用する場合は、まず最初に農業委員会へ一度ご相談ください。

## 農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

知って得する！

### 農業者年金



農業者年金基金

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！  
一定の要件を満たす方には、月額最大 **1万円の保険料補助**  
加入で大きな節税効果！  
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

※農業者年金の加入には、  
「国民年金第1号被保険者であること」  
「年間60日以上農業に従事していること」  
「60才未満であること」  
の3つの要件を満たしている必要があります。  
※詳しくは、粟石町農業委員会へ  
(電話 019-692-6595)



経営と暮らしに役立つ情報をお届け!!  
◇発行日 月4回金曜日  
◇購読料 月700円(送料・税込)  
◇発行元 全国農業会議所  
お申込みは、農業委員会事務局まで  
☎019-692-6414

### 編集後記

目に見えない物に全世界がこれほどの影響を受けるとは思ってもみませんでした。人間とは弱いものだと感じました。

(編集委員 一本木 孝久)

2020年多くの出来事や変化が起きてきました。新型コロナウイルスそれは地球環境、気象にまでも感染してしまつたかの様です。

もとの生活といつても過去に戻ることはできません。生活スタイルの変革が要求されてきていますが、人々が結集し良い方向へ進むことを願います。この状況下で私たち農業者は、生きるための元気を与える農産物を作り続けることが使命と考えています。

(編集委員 諏訪 剛郎)